

## 生活の再建を支援する主な制度を紹介

### ①生活支援一時金 申込期限9/30(月)

り災証明書で半壊以上と認定された住宅に、地震当時居住していた世帯に支給。り災証明書発行に併せて申請書を送付します。

**支給金額** 半壊・大規模半壊10万円、全壊20万円

### ②住宅の応急修理 申込期限9/30(月)

生活に必要な最小限度の修理費用を、58万4,000円を限度に市が負担(9/30(月)までに工事終了見込みのもの)。

**対象要件** 原則として、り災証明書で半壊以上と認定された場合 など

### ③災害住宅補修資金貸付 申込期限9/30(月)

家屋の補修工事資金として300万円を限度に貸し付け。

**対象要件** り災証明書で一部損壊以上と認定された場合 など

### ④被災者生活再建支援金(基礎支援金) 申込期限10/7(月)

り災証明書で大規模半壊以上と認定された世帯などに支給。

**支給金額** 37万5,000円～100万円

### ⑤被災家屋などの撤去 申込期限12/27(金)

被災家屋などの撤去にかかった費用を償還(12/27(金)までに解体が完了しているもの)。

**対象要件** り災証明書で半壊以上と認定された家屋などを自費で撤去した場合

### ⑥災害義援金 申込期限未定

住家被害の場合、り災証明書で一部損壊以上と認定された住宅に、地震当時居住していた世帯に支給。り災証明書の発行に併せて申請書を送付します。

**配分額**[住家被害]被害の程度により10万円～150万円

[人的被害]重傷者は50万円、死亡者は150万円

### ⑦宅地復旧支援 申込期限未定

宅地の復旧工事などにかかる費用の一部を、200万円を限度に補助。

**対象要件** り災証明書などで宅地(擁壁、のり面含む)の被害が証明できる場合

※①～⑦の申込先・詳細 対象要件などの詳細を①は保健福祉局総務課 ☎211-2932、②③は住宅課 ☎211-2807、④は保護自立支援課 ☎211-2992、⑤は建築保全課 ☎211-2816、⑥は区政課 ☎211-2252、⑦は宅地課 ☎211-2565に確認の上、申し込み

このほかの支援制度は生活支援ガイドなどでご確認を

**配布場所** 市役所1階市民の声を聞く課、区役所(1ページ)など  
市ホームページでもご覧になれます。



上記のコードからも見られます

# 北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ

昨年9月6日に発生した地震により、避難している方や生活に不安がある方を支援しています。支援内容や申込期限などを確認の上、対象の方はお早めに申し込みをお願いします。

問い合わせ 市コールセンター ☎(222) 4894

## り災証明書の交付申請期限は8/30(金)までです

市が建物の被害程度を証明する書類「り災証明書」の交付申請は、8/30(金)まで受け付けています。支援制度の申し込みに必要な場合がありますので、対象となる方はお忘れなく申請してください。

**申請先・詳細** り災物件がある区を担当する市税事務所の市民税課(下表)

区	市税事務所・所在地	電話番号
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3914
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3914
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3914
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3914
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3914